証券コード　4987
平成27年６月２日

株　主　各　位

東京都品川区広町一丁目４番22号
株式会社 寺岡製作所
代表取締役社長　寺　岡　敬　之　郎

第105期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第105期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月22日(月曜日)午後５時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月23日（火曜日）午前10時　（開場午前９時）
2. **場　　所**　東京都品川区北品川四丁目７番36号
東京マリオットホテル
地下１階　ザ・ゴテンヤマ　ボールルーム サウス
（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**

報告事項
1 第105期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第105期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役２名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、議決権を有する他の株主様１名に限らせていただきます。代理人がご出席される際は、代理権を証する書面（委任状等）、ご本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、開会時刻間際には受付の混雑が予想されますので、お早めにご来場くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.teraokatape.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による積極的な金融・経済政策を背景とした円安効果により、輸出関連企業を中心とした企業業績の改善が見られた他、原油を始めとした資源安効果の経済全般への幅広い浸透などを受け、景気は緩やかな回復基調をたどりました。しかしながら、大企業を中心とした賃上げの動きが一部に見られるものの、消費増税に伴う個人消費の伸び悩みや、不安定状態から抜け出せない欧州経済、順調な回復途上にある米国景気の恩恵を減殺する、中国・インドを始めとする新興国の成長鈍化など、先行きの不透明感がぬぐえない状況にあります。

こうしたなか、当社グループは当連結会計年度におきまして、提案営業の強化や新規先開拓による販路の拡大・多様化、効率的な在庫販売方式の定着化による機会利益の確保、生産工程の間断なき見直しによる歩留まり改善に伴う製造総費用の削減、より高度な品質管理・保証体制の構築などに全社をあげて取り組み、利益増強に向けた努力を重ねてまいりました。また、稼働3年目を迎えたインドネシア生産子会社は、稼働率が大幅に高まり、ようやく月毎の黒字定着化も視野に入ってきた状況にあります。

その結果、当連結会計年度の売上高は、224億76百万円（前期比9.5％増）となりました。また、営業利益は10億24百万円（前期は1億5百万円の営業損失）となる一方で、経常利益は期末にかけての円安による為替差益の計上を行ったため20億86百万円（前期比254.2％増）、当期純利益は10億24百万円（前期は9億24百万円の当期純損失）となりました。

当社グループの事業は、粘着テープの製造・販売の単一セグメントでありますが、製品部門別の売上状況は以下の通りです。

〔梱包・包装用テープ〕

梱包・包装用テープは、昨年4月の消費増税の影響を受け、第2四半期まで受注が低迷し、第3四半期から盛り返したものの、前半の不振を補うには至りませんでした。当製品部門の売上高は、37億48百万円（前期比7.6％減）となりました。

〔電機・電子用テープ〕

電機・電子用テープは、新規顧客開拓努力が大きく実を結んだ他、円安による輸出採算の好転を背景とし、主に海外ユーザー向けのモバイル関連機器への新規採用、また自動車関連テープは輸出が好調に推移し伸長しました。当製品部門の売上高は、119億27百万円（前期比27.6％増）となりました。

〔産業用テープ〕

産業用テープは消費増税実施による駆け込み需要の反動減の影響や、期前半の天候不順による需要減退に苦戦したものの、期後半での建築養生用テープの引き合い活発化や、主力製品であるポリエチレンクロステープの新たな用途開拓等の結果、当製品部門の売上高は68億円（前期比4.5%減）となりました。しかしながら、戦略上、特定品目の一部を電機・電子用テープ部門に移したものがあることから、実質的には前期比1.9%の増収となりました。

製品部門別連結売上高は、下表のようになります。

区　　分	売上高 第104期	売上高 (当連結会計年度) 第105期	構　成　比	前　期　比
	百万円	百万円	%	%
梱包・包装用テープ	4,058	3,748	16.7	△7.6
電機・電子用テープ	9,346	11,927	53.1	27.6
産業用テープ	7,123	6,800	30.2	△4.5
合　　計	20,528	22,476	100.0	9.5

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は５億23百万円であります。その内訳は、当社各工場の合理化投資に４億78百万円、連結子会社であるPT.Teraoka Seisakusho Indonesiaに33百万円であります。これらの設備資金は、全額自己資本を充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、下記の項目を重点課題として取り組んでまいります。

①人材育成の強化

当社グループは、激変する経営環境に左右されない企業競争力の源泉はヒトにあるとの認識の下、社員一人ひとりの能力を最大限活かすための人材マネジメント強化が、営業、製造、研究開発及び管理の全ての部門に必須であると認識しております。変化に柔軟に対応すると共に、業務を遂行する上での新しい仕組やビジネスモデルを創出し、改革を興すべく、会社と社員が共に成長することを可能とする体制を整備してまいります。

②インドネシア生産子会社の稼働強化

インドネシア生産子会社は、稼働率が大幅に高まり黒字定着化も視野に入ってきた状況でありますが、生産品目のラインアップ拡充、品質向上、稼働率の向上等に向け、親会社と一丸となった現場力重視の経営を推進することにより、連結ベースでの利益貢献度を一層高めてまいります。

③品質管理・保証体制の充実

品質の番人を育成し、品質管理要求水準が最も高い業界からの要請にも応じられる体制を構築すると共に、品質リスクマネジメントを適切に実施することにより、当社製品の品質グレードアップを行ってまいります。

④特徴のある新製品開発及び知財戦略

設備技術、評価技術に裏付けられた、独創性と強い主張性のある新製品及び新技術開発を行い、タイムリーに上市すると共に、攻めの知財戦略を実行してまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区　　分	第102期 平成24年３月期	第103期 平成25年３月期	第104期 平成26年３月期	第105期 (当連結会計年度) 平成27年３月期
売上高(百万円)	20,332	19,935	20,528	22,476
経常利益又は経常損失(百万円)	△40	674	589	2,086
当期純利益又は当期純損失(百万円)	△138	263	△924	1,024
1株当たり当期純利益又は当期純損失(　円　)	△7.02	9.99	△35.09	38.92
総資産(百万円)	30,434	33,646	32,596	35,331
純資産(百万円)	23,838	26,669	26,277	28,268
自己資本比率(　%　)	78.3	79.2	80.6	80.0

(注)　△印は、経常損失、当期純損失および１株当たり当期純損失を示しております。

② 当社の財産および損益の状況

区　　分	第102期 平成24年３月期	第103期 平成25年３月期	第104期 平成26年３月期	第105期 (当事業年度) 平成27年３月期
売上高(百万円)	19,953	19,669	19,718	21,365
経常利益又は経常損失(百万円)	△73	1,230	1,206	2,291
当期純利益又は当期純損失(百万円)	△159	793	△267	1,342
1株当たり当期純利益又は当期純損失(　円　)	△8.07	30.12	△10.16	50.97
総資産(百万円)	29,592	32,986	32,292	34,304
純資産(百万円)	23,128	26,235	26,185	27,784
自己資本比率(　%　)	78.2	79.5	81.1	81.0

(注)　△印は、経常損失、当期純損失および１株当たり当期純損失を示しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
神栄商事株式会社	16百万円	100.0%	粘着テープの販売
寺岡製作所(香港)有限公司	20,000 千香港ドル	100.0%	粘着テープの販売
寺岡(上海)高機能膠粘帯有限公司	1,000 千米ドル	100.0% (70.0%)	粘着テープの 加工および販売
寺岡(深圳)高機能膠粘帯有限公司	1,000 千米ドル	100.0% (100.0%)	粘着テープの 切断、加工および販売
PT. Teraoka Seisakusho Indonesia	41,000 千米ドル	100.0% (6.1%)	粘着テープの 製造および販売

(注) 議決権比率の( )内は間接所有割合で内数。

(6) 主要な事業内容

下記製品の製造および販売

梱包・包装用テープ	オリーブテープ(布粘着テープ) カートンテープ(クラフト粘着テープ) パックテープ(ポリプロピレンフィルム粘着テープ)等
電機・電子用テープ	ポリエステルフィルム粘着テープ アセテートクロス粘着テープ コンビネーションテープ カプトン®フィルム粘着テープ ノーメックス®粘着テープ ガラスクロス粘着テープ 電磁波シールド用テープ シリコーンゴム粘着テープ等
産業用テープ	両面テープ(布、紙、不織布、フィルム等) 防食テープ(ポリエチレン等) 養生用テープ(布、ポリエチレンクロス等) 保護用テープ(紙、フィルム等)等

(7) 主要な営業所および工場

① 当　　社

名　　称	所　在　地
本　　社	東京都品川区
東京支店	東京都品川区
大阪支店	大阪市東淀川区
名古屋支店	名古屋市北区
仙台営業所	仙台市若林区
茨城工場	茨城県北茨城市
佐野工場	栃木県佐野市
函南工場	静岡県田方郡
ソウル支店	韓　　国
台北駐在員事務所	台　　湾

② 子 会 社

名　　称	所　在　地
神栄商事株式会社	東京都品川区
寺岡製作所(香港)有限公司	中国・香港
寺岡(上海)高機能膠粘帯有限公司	中国・上海
寺岡(深圳)高機能膠粘帯有限公司	中国・深圳
PT.Teraoka Seisakusho Indonesia	インドネシア

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前　期　比　増　減
626名	14名増

(注)　本表には臨時従業員（128名）および嘱託（27名）を含みません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
497名	38名減	40.0歳	16.2年

(注)　本表には臨時従業員（8名）および嘱託（26名）を含みません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) **発行可能株式総数**　　80,000,000株

(2) **発行済株式の総数**　　26,687,955株(自己株式354,165株を含む)

(3) **株　主　数**　　2,629名

(4) **大　株　主**

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
伊藤忠商事株式会社	6,672.0	25.34
寺岡製作所取引先持株会	2,676.6	10.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	932.2	3.54
寺岡敬之郎	887.9	3.37
株式会社三菱東京UFJ銀行	818.8	3.11
株式会社りそな銀行	678.8	2.58
寺岡製作所従業員持株会	529.0	2.01
寺岡くに子	526.0	2.00
ＣＧＭＬ　ＰＢ　ＣＬＩＥＮＴ　ＡＣＣＯＵＮＴ	400.8	1.52
ＢＢＨボストンＦノムラＪｐＳｍＣａｐＦ620065	311.3	1.18

(注)　持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成27年３月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺岡 敬之郎	
常務取締役	辻 賢一	
取締役	内藤 雅和	管理本部長、PTI事業本部長、経営企画室長
取締役	大堀 裕由	製造本部長、技術統括室長
取締役	高木 清博	PT.Teraoka Seisakusho Indoneshia取締役社長
取締役	大﨑 剛	伊藤忠商事㈱繊維資材・ライフスタイル部長
常勤監査役	野見山 豊	㈱カナデン社外監査役
監査役	中村 勝	
監査役	伊藤 芳康	三菱UFJトラスト保証㈱代表取締役会長
監査役	島本 和徳	㈱カナデン取締役

(注) 1. 取締役 大﨑剛氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 伊藤芳康氏および島本和徳氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 伊藤芳康氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 島本和徳氏は、株式会社カナデンにおいて、永らく経理関連部門の業務に従事し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 島本和徳氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
6. 当期中の取締役の異動
(1)城田正氏は、平成26年６月24日開催の第104期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
(2)田中実氏は、平成26年６月24日開催の第104期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
大堀 裕由	製造本部長、PTI事業本部副本部長、研究開発本部副本部長、技術統括室長	製造本部長、PTI事業本部副本部長、研究開発本部副本部長	平成27年１月１日

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　分	人　数	報酬等の額
取 締 役 （うち社外取締役）	8名 （1名）	106百万円 （1百万円）
監 査 役 （うち社外監査役）	4名 （2名）	19百万円 （4百万円）
合　　計	12名	126百万円

（注）1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年6月24日開催の第101期定時株主総会において年額172百万円と決議いたしております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第96期定時株主総会において年額29百万円と決議いたしております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・取締役大﨑剛氏は、伊藤忠商事株式会社繊維資材・ライフスタイル部長を兼任しております。なお、伊藤忠商事株式会社は当社の大株主であり、当社との間で資本・業務提携を行っております。

・監査役伊藤芳康氏は、三菱UFJトラスト保証株式会社の代表取締役会長を兼任しております。なお、三菱UFJトラスト保証株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

・監査役島本和徳氏は、株式会社カナデンの取締役を兼任しております。なお、株式会社カナデンと当社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主 な 活 動 状 況
社外 取締役	大﨑　剛	当事業年度開催の取締役会に19回中18回（出席率94%）出席しております。当社の大株主である伊藤忠商事㈱の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外 監査役	伊藤芳康	当事業年度開催の取締役会には、19回中16回（出席率84%）、また監査役会には6回中6回（出席率100%）出席しております。当社グループの事業運営に関し、金融業務に関する豊富な経験を基に、会計・財務的な見地から必要な提言を行っております。
社外 監査役	島本和徳	当事業年度開催の取締役会には、19回中16回（出席率84%）、また監査役会には6回中6回（出席率100%）出席しております。㈱カナデンにおいて企業経営に現に携わっている経験をいかし、経理・財務に関する専門的見地から意見を具申しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

井上監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 金 額
当事業年度に係る報酬等の額	18百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその解任理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社グループは、取締役並びに全ての使用人が遵守すべき社内の最高規範として「寺岡製作所企業憲章」を定め、また同憲章の実効性を担保するための具体的な基準として「寺岡製作所行動基準」を定めることにより、単に利益を追求するだけの組織としてではなく、当社グループをして、全てのステークホルダーと健全で公正な関係を維持し、企業の社会的責任も十分考慮したうえで、高度な企業倫理を醸成せしめるものとする。

②取締役の職務の執行については、毎月開催される取締役会、或いは必要に応じて随時開催される臨時取締役会において、各取締役が意見を具申し情報を共有化することにより、相互の監督機能、或いは牽制機能を有効なものとさせる体制としているが、事案の性質に応じて、外部の専門家に法令および定款に適合しているか否か検証を委託する。

③当社は、監査役会設置会社であり、当社及び子会社の取締役の職務の執行に関する不正の行為、または法令ないしは定款に違反する事実を発見した場合、直ちに当社の監査役会並びに当社及び子会社の取締役会に報告され、是正を図るものとする。また、既定の内部公益通報保護規定その他コンプライアンス関連諸規定は、使用人に加え取締役に対してもその遵守を求めているものであり、これらの運用強化を着実に行っていくことで監督・牽制機能の拡充を図っていくものである。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、以下に掲げる電磁的記録媒体を含む重要文書を、法令あるいは社内規定に従い、所定の期間適切に保存するとともに、閲覧可能な状態を維持するものとする。また、業務にかかる情報に関しては「情報管理規定」を定め遵守を励行していくほか、個人にかかる情報に関しては既定の「個人情報取扱規定」に基づき厳正な管理を行う体制を強化する。

① 株主総会議事録
② 取締役会議事録
③ 計算書類
④ その他取締役会で決定する重要書類

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

①「リスク管理規定」により事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規定に沿ったリスク管理体制を整備、構築する。

②事業上のリスク（コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、環境、災害などに係るリスク等）を認識し、リスクカテゴリー毎の管理統括部署を定め、会社横断的にリスクの評価・管理等を行う。

③「財務報告に係る内部統制の整備・運用規定」に則り、財務報告の適正性を確保する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、適法性並びに合理性が十分に認められる業務分掌規定ならびに権限委譲規定を設けることにより、また常時組織、体制の見直しを図ることにより、組織の意思決定を迅速に行い、且つ経営の効率化を図る。

これらの施策は、定例取締役会、臨時取締役会、経営委員会、本部長会議等の会合において、その有効性・実効性を検証されるほか、監査役会、内部監査部門、或いは会計監査人は、必要に応じて連携を密に取り、取締役の業務執行の効率性に対し勧告、指摘等を与えることとする。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

①当社は「関係会社管理規定」に基づいて子会社の業務執行を管理する体制とし担当役員を置く。また、当該役員の指示により当社の業務執行責任者は子会社の業務及び子会社の取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。

②子会社を取締役会設置会社とし、当社の役職員が取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。

③子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査対象とする。監査結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とし、内部監査部門は当社及び子会社の内部統制状況を把握・評価する。

④当社は子会社の業務内容の定期的な報告を受ける他、重要案件についてはその内容について当社・子会社間で事前協議を行ったうえで、子会社の取締役会にて協議・審議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。また監査役は当社及び子会社の取締役及び使用人から重要な業務等については定期的な報告をうけるものとする。

⑤当社及び子会社において、法令及び社内規定等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社のコンプライアンス部門に報告する体制とする。

(6)　当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役および使用人は、常勤監査役に対し次に掲げる事項を報告するものとする。

① 適時開示が求められる重要事項、あるいは決定事項
② 取締役会、経営会議に付議、または報告される事項
③ 内部統制にかかる部門の活動状況
④ 重要な会計方針、会計基準の導入およびその変更
⑤ 内部公益通報保護制度の運用状況
⑥ 内部監査部門の活動状況
⑦ コンプライアンスに関する状況
⑧上記以外に、監査役会がその業務を遂行するために必要と判断し、当社グループの取締役及び使用人に対して求めた事項

監査役会は、常勤監査役から報告された上記事項につきその適法性、合理性を検証し、取締役および使用人に対し勧告を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役ないしは監査役会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は直ちに当該使用人の人選を行い任命する。任命以降の異動、評価、昇降格など、当該使用人の人事権に係る事項に関しては、取締役の恣意を排除することを担保するために、監査役会の事前の承認を受けるものとする。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する支持の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループ内に周知徹底する。

(9) 取締役および使用人等が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①常勤監査役は、出席する取締役会で報告される業務の執行状況を、監査役会で報告するものとする。
②監査役が重要な社内会議に出席し、経営上の情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、経営上重要な事項は速やかに監査役に報告する。
③当社の監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。

④監査役に報告を行った当社の取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

⑤当社の取締役及び使用人等並びに子会社の取締役並びに使用人等は、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合、直ちに監査役ないしは監査役会に報告するものとする。

⑥当社及び子会社の代表取締役は、監査役会が定めた監査計画の提示を受け、各部門、グループ各社の監査の実効性を維持できる体制の構築に努めるものとする。

⑦重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供するものとする。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役の職務の執行に伴い生ずる費用等の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理については、当該監査役の職務に必要でないことが証明された場合を除き監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**18,100**	**流動負債**	**5,904**
現金および預金	6,409	支払手形および買掛金	3,905
受取手形および売掛金	6,009	短期借入金	4
商品および製品	1,873	未払法人税等	599
仕掛品	1,382	未払費用	560
原材料および貯蔵品	1,273	その他	834
繰延税金資産	329	**固定負債**	**1,158**
その他	830	長期未払金	65
貸倒引当金	△7	退職給付に係る負債	23
固定資産	**17,166**	資産除去債務	309
有形固定資産	**12,239**	繰延税金負債	706
建物および構築物	4,174	その他	52
機械装置および運搬具	3,728		
土地	4,076		
建設仮勘定	131	**負債合計**	**7,063**
その他	129	（純資産の部）	
無形固定資産	**438**	**株主資本**	**25,536**
投資その他の資産	**4,489**	資本金	5,057
投資有価証券	3,856	資本剰余金	4,643
退職給付に係る資産	375	利益剰余金	15,972
繰延税金資産	40	自己株式	△137
その他	216	**その他の包括利益累計額**	**2,731**
貸倒引当金	△0	その他有価証券評価差額金	1,682
繰延資産	**63**	為替換算調整勘定	688
開業費	63	退職給付に係る調整累計額	361
		純資産合計	**28,268**
資産合計	**35,331**	**負債・純資産合計**	**35,331**

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**22,476**
売上原価		**16,881**
売上総利益		**5,594**
販売費および一般管理費		**4,570**
営業利益		**1,024**
営業外収益		
受取利息および配当金	77	
為替差益	985	
その他	41	1,105
営業外費用		
支払利息	3	
開業費償却	25	
その他	14	43
経常利益		**2,086**
特別利益		
投資有価証券売却益	46	46
特別損失		
早期割増退職金	100	
資産除去費用	129	230
税金等調整前当期純利益		**1,902**
法人税、住民税および事業税	774	
法人税等調整額	103	877
少数株主損益調整前当期純利益		**1,024**
当期純利益		**1,024**

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,057	4,643	15,250	△136	24,814
会計方針の変更による累積的影響額			△39		△39
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,057	4,643	15,210	△136	24,775
当期変動額					
剰余金の配当			△263		△263
当期純利益			1,024		1,024
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	761	△0	761
当期末残高	5,057	4,643	15,972	△137	25,536

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,122	168	172	1,462	26,277
会計方針の変更による累積的影響額					△39
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,122	168	172	1,462	26,237
当期変動額					
剰余金の配当					△263
当期純利益					1,024
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	560	520	188	1,269	1,269
当期変動額合計	560	520	188	1,269	2,030
当期末残高	1,682	688	361	2,731	28,268

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

Ⅰ．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

Ⅱ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社……　５社〔寺岡製作所（香港）有限公司、寺岡（上海）高機能膠粘帯有限公司、寺岡（深圳）高機能膠粘帯有限公司、神栄商事株式会社、PT.Teraoka Seisakusho Indonesia〕

非連結子会社……該当する会社はありません。

２．持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社……該当する会社はありません。

持分法非適用の関連会社…該当する会社はありません。

３．連結子会社の事業年度に関する事項

寺岡製作所(香港)有限公司……12月31日

寺岡(上海)高機能膠粘帯有限公司……12月31日

寺岡(深圳)高機能膠粘帯有限公司……12月31日

PT.Teraoka Seisakusho Indonesia …12月31日

(連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。)

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

棚卸資産　主として総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

有価証券　その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)　主として定率法

無形固定資産(リース資産を除く)　定額法

リース資産　定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属する方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌連結会計年度より、定率（５年）により費用処理しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①開業費

開業時より５年間で均等償却しております。

②消費税等の会計処理の方法

税抜方式を採用しております。

Ⅲ．会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が61百万円増加し、利益剰余金が39百万円減少しておりますが、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。

Ⅳ．会計上の見積りの変更

当連結会計年度において、将来のアスベスト建材除去費用として計上していた資産除去債務について、より合理的な見積りが可能となったことにより、当該見積額の変更を行っております。

この変更により、追加見積額129百万円を資産除去費用として特別損失に計上し、税金等調整前当期純利益が同額減少しております。

Ⅴ．連結貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　　27,166百万円

２．受取手形割引高　　16百万円

Ⅵ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	26,687,955株	―	―	26,687,955株

２．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成26年６月24日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額　　131百万円

(2) １株当たり配当額　　５円

(3) 基準日　　平成26年３月31日

(4) 効力発生日　　平成26年６月25日

平成26年10月24日の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額　　131百万円

(2) １株当たり配当額　　５円

(3) 基準日　　平成26年９月30日

(4) 効力発生日　　平成26年12月１日

３．当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成27年６月23日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額　　131百万円

(2) 配当の原資　　利益剰余金

(3) １株当たり配当額　　５円

(4) 基準日　　平成27年３月31日

(5) 効力発生日　　平成27年６月24日

Ⅶ. 金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金および預金	6,409	6,409	―
(2) 受取手形および売掛金	6,009	6,009	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	3,837	3,837	―
(4) 支払手形および買掛金	(3,905)	(3,905)	―
(5) 短期借入金	(4)	(4)	―

(※)負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

(1) 現金および預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形および売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額18百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

(4) 支払手形および買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

Ⅷ. １株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　1,073円45銭

２．１株当たり当期純利益　38円92銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

株式会社　寺　岡　製　作　所
　取　締　役　会　　御　中

井　上　監　査　法　人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　萱　嶋　秀　雄　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　平　松　正　己　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社寺岡製作所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社寺岡製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**15,091**	**流動負債**	**5,481**
現金および預金	4,922	支払手形	532
受取手形	2,620	買掛金	3,109
売掛金	3,270	未払法人税等	534
商品および製品	1,271	未払金	609
仕掛品	1,191	未払費用	534
原材料および貯蔵品	753	その他	160
繰延税金資産	262	**固定負債**	**1,039**
その他	805	長期未払金	65
貸倒引当金	△6	退職給付引当金	158
固定資産	**19,212**	資産除去債務	306
有形固定資産	**5,947**	繰延税金負債	487
建物	1,288	その他	21
構築物	89	**負債合計**	**6,520**
機械および装置	755	（純資産の部）	
車両運搬具	7	**株主資本**	**26,101**
工具器具備品	48	**資本金**	**5,057**
土地	3,632	**資本剰余金**	**4,641**
建設仮勘定	125	資本準備金	4,641
無形固定資産	**414**	**利益剰余金**	**16,539**
ソフトウエア	414	利益準備金	635
投資その他の資産	**12,850**	その他利益剰余金	15,904
投資有価証券	3,856	固定資産圧縮積立金	41
関係会社株式	4,283	別途積立金	11,170
関係会社出資金	21	繰越利益剰余金	4,693
関係会社長期貸付金	4,510	**自己株式**	**△137**
その他	179	**評価・換算差額等**	**1,682**
		その他有価証券評価差額金	**1,682**
		純資産合計	**27,784**
資産合計	**34,304**	**負債・純資産合計**	**34,304**

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**21,365**
売上原価		**16,352**
売上総利益		**5,013**
販売費および一般管理費		**3,912**
営業利益		**1,100**
営業外収益		
受取利息および配当金	156	
為替差益	1,006	
その他	43	1,206
営業外費用		
支払利息	3	
その他	11	14
経常利益		**2,291**
特別利益		
投資有価証券売却益	46	46
特別損失		
早期割増退職金	100	
資産除去費用	129	230
税引前当期純利益		**2,108**
法人税、住民税および事業税	656	
法人税等調整額	109	766
当期純利益		**1,342**

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	5,057	4,641	4,641
会計方針の変更による累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,057	4,641	4,641
当期変動額			
剰余金の配当			
固定資産圧縮積立金の取崩			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	―	―	―
当期末残高	5,057	4,641	4,641

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	635	50	11,170	3,644	15,500	△136	25,063
会計方針の変更による累積的影響額				△39	△39		△39
会計方針の変更を反映した当期首残高	635	50	11,170	3,605	15,461	△136	25,023
当期変動額							
剰余金の配当				△263	△263		△263
固定資産圧縮積立金の取崩		△9		9	―		―
当期純利益				1,342	1,342		1,342
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	△9	―	1,087	1,078	△0	1,078
当期末残高	635	41	11,170	4,693	16,539	△137	26,101

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,122	1,122	26,185
会計方針の変更による累積的影響額			△39
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,122	1,122	26,145
当期変動額			
剰余金の配当			△263
固定資産圧縮積立金の取崩			―
当期純利益			1,342
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	560	560	560
当期変動額合計	560	560	1,638
当期末残高	1,682	1,682	27,784

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記
(1) 資産の評価基準および評価方法
商品・製品・仕掛品・原材料・貯蔵品　総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

有価証券　子会社株式　移動平均法による原価法

その他有価証券
①時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
②時価のないもの
移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産(リース資産を除く)　定　率　法
但し、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)　定　額　法

リース資産　定　額　法

(3) 引当金の計上基準
貸　倒　引　当　金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生事業年度の翌期より、定率法（５年）により費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
①退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
②消費税等の会計処理の方法
税抜方式を採用しております。

３．会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が61百万円増加し、繰越利益剰余金が39百万円減少しておりますが、当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

４．会計上の見積りの変更

当事業年度において、将来のアスベスト建材除去費用として計上していた資産除去債務について、より合理的な見積りが可能となったことにより、当該見積額の変更を行っております。

この変更により、追加見積額129百万円を資産除去費用として特別損失に計上し、税引前当期純利益が同額減少しております。

５．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　25,985百万円

(2) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

寺岡(深圳)高機能膠粘帯有限公司　４百万円

(3) 受取手形割引高　16百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権　848百万円

短期金銭債務　409百万円

6．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売　上　高	3,764百万円
仕　入　高	2,993百万円

営業取引以外の取引による取引高　91百万円

7．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　354,165株

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失および退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

9．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等　（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	PT.Teraoka Seisakusho Indonesia	所有 直接 93.9% 間接 6.1%	同社製品の仕入 資金の援助 役員の兼任	商品仕入(注1) 資金の貸付 利息の受取(注2) 増資の引受(注3)	2,162 565 50 2,455	買掛金 長期貸付金 その他流動資産 —	29 4,510 11 —
子会社	寺岡製作所(香港)有限公司	所有 直接 100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売（注1）	1,488	売掛金	353
その他の関係会社	伊藤忠商事㈱	被所有 直接25.3%	同社製品の仕入	材料の仕入(注4)	831	買掛金	378

(注１)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。
(注２)PT.Teraoka Seisakusho Indonesiaに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
(注３)増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。
(注４)伊藤忠商事株式会社との原材料の調達等の取引条件については、公正な市場価格を勘案した一般的な取引条件に基づいております。
(注５)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

10．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,055円08銭

(2) １株当たり当期純利益　50円97銭

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

株式会社　寺　岡　製　作　所
　取　締　役　会　　御　中

井　上　監　査　法　人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　萱　嶋　秀　雄　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　平　松　正　己　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社寺岡製作所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月22日

株式会社　寺岡製作所　監査役会

常勤監査役　野見山　豊　㊞

社内監査役　中村　勝　㊞

社外監査役　伊藤芳康　㊞

社外監査役　島本和徳　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、最も重要な経営課題の一つとして認識しており、安定的な配当の継続を利益還元の基本方針といたしております。株主の皆様への利益配分に関する基本的な考え方としましては、当期の経営成績、財政状態、キャッシュ・フロー、配当性向など配当水準に影響を及ぼす各要素に加え、今後の事業戦略、事業展開の方針や予想などを総合的に勘案し、投資のための資金確保にも配慮しつつ決定することとしております。

このような基本方針のもと、第105期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金５円　　総額131,668,950円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月24日

第２号議案　取締役２名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役大﨑剛氏が辞任により退任されます。つきましては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員し、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名〔生年月日〕	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ 橋本（はしもと）　徳也（のりや） 〔昭和37年７月10日生〕	昭和61年４月　伊藤忠商事株式会社入社 平成27年４月　同社繊維・ライフスタイル部長 現在に至る [重要な兼職の状況] 伊藤忠商事株式会社　繊維資材・ライフスタイル部長	—株
2	※ 白石（しらいし）　典義（のりよし） 〔昭和28年３月28日生〕	平成９年４月　立教大学社会学部教授 平成13年４月　同大学社会学部長 平成18年４月　同大学経営学部教授(現在に至る) 平成22年４月　同大学統括副総長(現在に至る) 平成22年４月　立教学院常務理事 現在に至る	—株

(注) 1. ※印は新任取締役候補者であることを示します。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各候補者とも社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役として職務を適切に遂行することができると当社が判断した理由
(1) 橋本徳也氏につきましては、伊藤忠商事株式会社の繊維資材部門における長年の経験と知見により、社外取締役としての職務の適正な遂行が可能であり、取締役会等において専門的見地による適切な助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけるものと判断し、社外取締役として選任するものであります。
(2) 白石典義氏につきましては、立教大学において経営学分野の研究に長年従事され、専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた客観的な視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任と判断し、社外取締役として選任するものであります。
5. 橋本徳也氏は、特定関係事業者（主要な取引先）である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役野見山豊氏、中村勝氏、伊藤芳康氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名〔生年月日〕	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	野見山（のみやま）　豊（ゆたか） 〔昭和29年３月16日生〕	昭和52年４月　株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 平成16年４月　当社入社 平成17年７月　総務部長 平成19年６月　執行役員管理本部副本部長兼総務人事部長 平成20年６月　取締役管理本部長兼総務人事部長 平成22年４月　取締役管理本部長 平成23年６月　監査役 現在に至る	7,257株
2	中村（なかむら）　勝（まさる） 〔昭和22年８月15日生〕	昭和46年４月　当社入社 平成13年９月　資材部長 平成15年７月　営業本部部長 平成17年６月　神栄商事株式会社代表取締役社長 平成24年６月　同社顧問 平成25年６月　当社監査役 現在に至る	1,000株
3	※ 三宅（みやけ）　正樹（まさき） 〔昭和35年９月29日生〕	昭和58年４月　東洋信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 平成10年12月　同行大阪証券代行部公開業務室長 平成19年４月　三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行営業第４部長 平成22年６月　同行執行役員証券代行営業第４部長 平成26年６月　エム・ユー・トラスト総合管理株式会社取締役副社長 現在に至る	―株

（注）1.　※印は新任監査役候補者であることを示します。
2.　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3.　各候補者の保有する当社株式の数は、持株会における持ち分を含んでおります(1株未満切り捨て表示)。
4.　三宅正樹氏は、社外監査役の候補者であります。
5.　社外監査役候補者の選任理由および社外監査役として職務を適切に遂行することができると当社が判断した理由
　三宅正樹氏につきましては、昭和58年４月より、信託銀行に勤務されており、財務に関する知識を豊富に有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
6.　三宅正樹氏につきましては、特定関係事業者である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を平成26年６月に退職しております。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 〔生 年 月 日〕	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
海山（うみやま）　喜之（よしゆき） 〔昭和38年４月11日生〕	昭和62年４月　神奈川電気株式会社 （現株式会社カナデン）入社 平成19年４月　同社経理財務室財務部長 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 株式会社カナデンブレイン 監査役 株式会社カナデンテクノエンジニアリング 監査役	0株

（注）1.　候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2.　海山喜之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3.　当社は海山喜之氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所に対し独立役員として届け出る予定であります。

4.　補欠の社外監査役候補者の選任理由および社外監査役として職務を適切に遂行することができると当社が判断した理由

海山喜之氏につきましては、株式会社カナデンにおいて経理及び財務に関する業務経験を培われており、社外監査役に就任された場合、その豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役の候補者とするものであります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

第105期定時株主総会会場ご案内図

会　場　東京都品川区北品川四丁目７番36号
東京マリオットホテル
地下１階　ザ・ゴテンヤマ　ボールルーム サウス
TEL（03）5488-3911

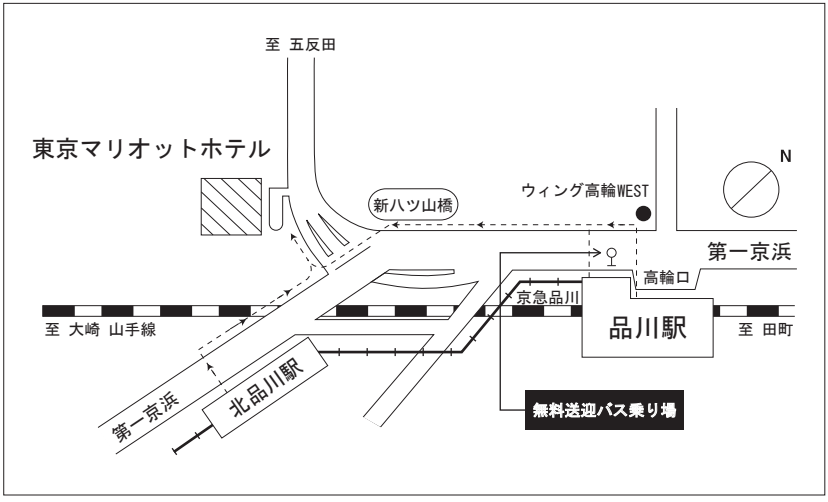

◎交通のご案内

ＪＲ「品川駅」　　高輪口より五反田方面へ徒歩10分
京急電鉄「北品川駅」　五反田方面へ徒歩３分

◎無料送迎バスのご案内

ＪＲ品川駅高輪口を出て左、ウィング高輪EAST前の都営バス⑥番乗り場からご利用ください。所要時間約５分

	品川駅発　御殿山トラストシティ行
９時	00　06　12　18　24　30　37　44　52
10時	00　15　32　52